

社会福祉法人ぶるーむ短時間正職員就業規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、短時間正職員の就業条件について定めるものとする。

第2条（適用範囲）

この規程は、短時間正職員（所定の手続きを経て制度の適用を受け、雇用期間を定めずに第7条の規定による勤務時間で勤務する者をいう）に適用する。

第3条（その他）

この規程に定めのない事項については、通常の正職員（以下、「正職員」という）に適用される就業規則に準ずる。

第2章 人事

第4条（利用事由）

以下の事由により短時間正職員制度の利用を希望し、かつ、法人が認めた場合には、短時間正職員として勤務させることができる。

- ①育児または家族の介護を行う場合
- ②自己啓発を希望する場合
- ③疾病または傷病によりフルタイム勤務が困難な場合

第5条（雇用契約期間）

雇用契約期間は定めない。

第6条（正職員への復帰）

正職員であった者が短時間正職員制度の利用期間を終了した場合には、原職または原職相当職に復帰させる。

第7条（勤務時間）

1週間の所定労働時間は30時間以上とし、1日の勤務時間は採用または転換時に個別に決定する。

第3章 賃金

第8条（賃金）

正職員の所定労働時間に対する、短時間正職員の所定労働時間の割合に応じて、基本給、諸手当を支給する。

2. 通勤手当は、所定労働日数が1月に15日以上の場合は1か月通勤定期券代を支給し、1月に15日未満の場合は1日当たりの往復費用に出勤日数を乗じた金額を支給する。

第9条（賞与）

賞与は、正職員の所定労働時間に対する、短時間正職員の所定労働時間の割合に応じて支給する。

第10条（退職共済制度）

退職金算定の際の勤続年数の計算に当たっては、正職員として勤務した期間に、短時間正職員として勤務した期間を通算する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。